○大隅肝属広域事務組合市町村審査会の委員の定数を定める条例

平成21年４月１日

大隅肝属広域事務組合条例第４号

改正

平成25年２月18日条例第１号

（市町村審査会の委員の定数）

第１条　大隅肝属広域事務組合市町村審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、20人とする。

（委任）

第２条　法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会の委員の定数に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成25年２月18日条例第１号）

この条例は、平成 25 年４月１日から施行する。